

秋田市職員の駐車場使用料の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第20号

秋田市職員の駐車場使用料の徴収に関する規則の一部を改正する規則

秋田市職員の駐車場使用料の徴収に関する規則（平成24年秋田市規則第22号）の一部を次のように改正する。

別表豊岩地区コミュニティセンターの項、岩見三内連絡所の項および岩見三内保育所の項中「200円」を「100円」に改め、同表八橋児童館の項中「1,200円」を「1,300円」に改め、同表広面児童館の項中「1,000円」を「1,100円」に改め、同表城東消防署の項中「1,500円」を「1,600円」に改め、同表八橋陸上競技場の項および八橋硬式野球場の項中「1,100円」を「1,200円」に改め、同表八橋球技場の項中「1,300円」を「1,400円」に改め、同表保戸野小学校の項中「1,400円」を「1,600円」に改め、同表川尻小学校の項中「1,200円」を「1,300円」に改め、同表旭川小学校の項中「700円」を「800円」に改め、同表土崎小学校の項中「900円」を「800円」に改め、同表豊岩小学校の項中「200円」を「100円」に改め、同表下北手小学校の項中「300円」を「200円」に改め、同表下浜小学校の項中「200円」を「100円」に改め、同表八橋小学校の項中「1,200円」を「1,300円」に改め、同表東小学校の項および泉小学校の項中「1,400円」を「1,600円」に改め、同表岩見三内小学校の項中「200円」を「100円」に改め、同表秋田東中学校の項中「1,100円」を「1,200円」に改め、同表下北手中学校の項を削り、同表城東中学校の項中「1,300円」を「1,500円」に改め、同表泉中学校の項中「1,400円」を「1,500円」に改め、同表

岩見三内中学校の項中「200円」を「100円」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。